

ISSN 0910-2701

經濟經營研究

年 報

第 5 5 号



神戸大学

經濟經營研究所

2005

經濟經營研究

年 報

第 5 5 号



神 戸 大 学

經 濟 經 營 研 究 所

目 次

わが国の郵政民営化に関する一考察 ーイギリスの事例からー	…………… 井澤 秀記	1
わが国の会計基準設定環境に対する一考察 ーセグメント情報を中心としてー	…………… 田村真由美	11

わが国の郵政民営化に関する一考察

—— イギリスの事例から ——

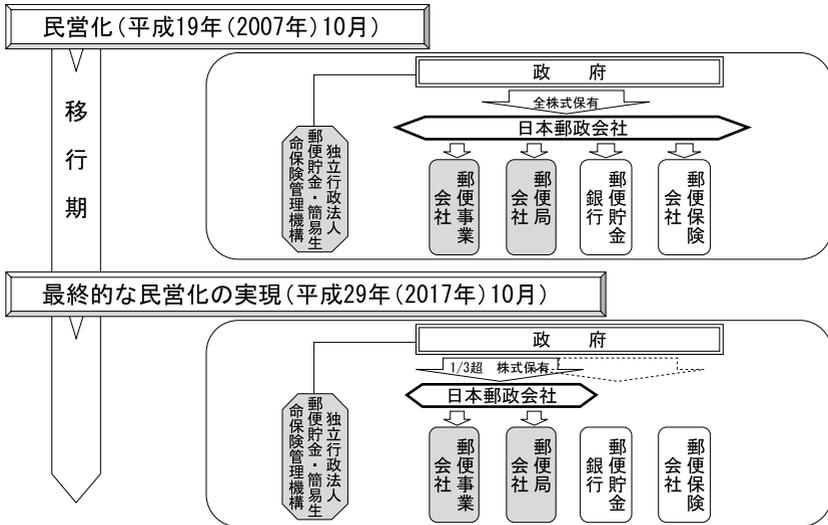
井澤秀記

1 はじめに

小泉総理の持論であった郵政民営化法案が衆議院において5票差で可決されたものの、参議院において否決されたことから、衆議院解散・総選挙という事態にいたった。自民党が圧勝した結果、郵政民営化法案が再提出され2005年10月14日に可決・成立した。選挙には700億円あまりの税金がかかるということである。予定よりも半年遅れて2007年10月に、日本郵政株式会社（持ち株会社）の傘下に、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社を設立して4分社化し、10年をかけて郵貯銀行と郵便保険の株式をいったんすべて処分するということである。次の図は、郵政民営化準備室のホームページからの郵政民営化のプロセスを示している。

世界で最初に郵便制度を始めたイギリスは、2001年3月に英国郵便（ロイヤル・メール）の民営化を行った。今回、イギリスの郵便局でどのような金融サービスが提供されているかを調べてきたことから、1873年（明治6年）に

平成17年度の澤村正鹿学術奨励基金に謝意を表す。この基金が証券研究を主とし、わが国の郵政民営化が論じられていることから、イギリスの民営化後の郵便局における金融サービスを調べるために2005年4月27日から約1週間ロンドンおよびその郊外の村の郵便局を訪問した。4月に提出された法案では、過疎地の郵便局がなくなるのではないかと危惧されていたが、地域貢献基金により金融サービスについても維持されるように一部修正された。しかし、問題がなくなったわけではない。



始まった日本における郵政事業の民営化との関連で、民営化されれば郵便局でどのような便利さが期待されるのかという視点で考察する。

2 イギリスの郵便局における金融サービス

今の日本郵政公社の下では、郵便局で郵便貯金、簡易保険、国債の購入などが利用できる。竹中郵政民営化担当相（2005）によれば、日本の郵便局をコンビニ化し便利になるという。内閣官房郵政化準備室が政府広報として2005年2月20日に新聞に折込んだチラシ広告（郵政民営化ホームページ、<http://www.yuseimineika.go.jp> よりダウンロード可）によれば、ヨーロッパ郵政民営化事情として、ドイツ（1995年に民営化）やオランダ（1989年に民営化）の場合に郵便局がコンビニ化し何でも売っていると紹介している。ドイツ人研究者に聞いたところ、都市部において2つの郵便局が統廃合されて、スーパーの角に移ったためコンビニ化したのだということである。

ロンドンの中央郵便局において入手した資料より、購入可能な金融商品を以下に載せている。（金利は 2005 年 2 月 1 日時点の年率である。）なお、小切手は郵便局ではなく銀行で当座預金口座（current account）を持つ必要があるが、郵便為替（postal order）は現金代わりになる。

イギリスの郵便局にあるものを以下に挙げることにする。

- ・ビジネス街を除けば、土曜の午前中もあいている。
- ・大小各種の封筒や文房具の販売。書籍を送る時にその場で適当な大きさの封筒（シール付き）が買えるのは便利である。わが国の場合、小包の「ゆうパック」について 3 つの大きさの箱があるだけである。
- ・絵ハガキやクリスマス・カード、プレゼントの販売
- ・外貨両替（bureau de change）ただし、ロンドンの郵便局のレートが他と比べてよいわけではなかった。
- ・パスポートなどの申請用紙が置いてある。
- ・顔写真をとるブースが角にある。
- ・くじ（lottery）の販売など。飲み物や食品は見あたらなかった。セブンイレブンなどに競争上かなわないのでこれらはしないほうが賢明であろう。
- ・旅行保険、ガイドブックの販売
- ・個人ローン など

ロンドンに 9 年前に滞在したことがあるが、両替とくじなどはなかったように記憶しているが、封筒などは民営化前でもすでにあった。

竹中（2005）によれば、日本郵政公社職員（国家公務員）28 万人のうち 3 割を削減して小さな政府を実現するということである。全国約 2 万 5 千カ所の郵便局の統廃合などにより解雇される人も多く出るであろうが、新規事業のほうで雇用が増えることも考えられる。いまは兼業が禁止されているが民営化されれば新規事業に参入し多くの利益が得られると甘い試算（民営化をしなれば 4 千億円だが、民営化すれば 10 年後に 1 兆円）をしているようであるが、

Tax-free savings and investments

Variable	Minimum investment	Interest rate	Tax information
Cash mini ISA	£10	4.45% AER	* 5.56% basic rate 7.42% higher rate
Fixed	Minimum investment	Interest rate	Tax information
2-year Fixed Interest Savings Certificates 29th Issue from 25 November 2004 Guaranteed compound rate over 2 years	£100	3.00% AER	* 3.75% basic rate 5.00% higher rate
5-year Fixed Interest Savings Certificates 79th Issue from 25 November 2004 Guaranteed compound rate over 5 years	£100	3.05% AER	* 3.81% basic rate 5.08% higher rate
3-year Index-linked Savings Certificates 10th Issue from 25 November 2004 Guaranteed compound rate over 3 years	£100	Index-linking+ 0.95% AER	Index-linking+ * 1.19% basic rate 1.58% higher rate
5-year Index-linked Savings Certificates 37th Issue from 25 November 2004 Guaranteed compound rate over 5 years	£100	Index-linking+ 1.05% AER	Index-linking+ * 1.31% basic rate 1.75% higher rate
Children's Bonus Bonds Issue 17 from 1 February 2005 Guaranteed compound rate over 5 years, including 5th anniversary bonus	£25	4.00% AER	No tax liability for parents or children

* Equivalent gross rate for basic and higher rate taxpayers at current rates of tax.

General Extension Rate (variable) earned on 7th to 43rd Issue Fixed Interest Savings Certificates that matured before 8 October 2001, and on Yearly Plan, for each complete period of three months held: 2.28% pa tax-free/AER.

Equity-linked investment

Guaranteed Equity Bond

Our Guaranteed Equity Bond offers you stock market growth potential with no risk to your capital. Available in limited issues.

Variable rate savings accounts

	Amount	Interest rate	Tax information
Easy Access Savings Account	£100-£999	2.00% gross/AER	Taxable, paid gross
	£1,000-£4,999	3.50% gross/AER	
	£5,000-£9,999	3.80% gross/AER	
	£10,000-£24,999	4.05% gross/AER	
	£25,000-£49,999	4.30% gross/AER	
	£50,000+	4.55% gross/AER	
Investment Account	Under £500	3.25% gross/AER	Taxable, paid gross
	£500-£4,999	3.30% gross/AER	
	£5,000-£9,999	3.40% gross/AER	
	£10,000-£24,999	3.60% gross/AER	
	£25,000-£49,999	3.80% gross/AER	
	£50,000+	4.15% gross/AER	

Investments paying a monthly income

Variable	Amount	Interest rate	Tax information
Income Bonds	£500 to £25,000	4.20% gross/ 4.28% AER	Taxable, paid gross
	£25,000+	4.45% gross/ 4.54% AER	
Fixed	Minimum investment	Interest rate	Tax information
1-year Pensioners Guaranteed Income Bonds Series 27 from 25 November 2004 Guaranteed for first year from date of investment	£500	4.00% gross/ 4.07% AER	Taxable, paid gross
2-year Pensioners Guaranteed Income Bonds Series 33 from 25 November 2004 Guaranteed for first 2 years from date of investment	£500	4.05% gross/ 4.13% AER	Taxable, paid gross
5-year Pensioners Guaranteed Income Bonds Series 42 from 25 November 2004 Guaranteed for first 5 years from date of investment	£500	4.15% gross/ 4.23% AER	Taxable, paid gross

Our Fixed Rate Savings Bond also offers a monthly income option – see table on next page.

Fixed rate investments

	Amount	Interest rate	Tax information
1-year Fixed Rate Savings Bonds	£500+	3.80% gross/AER	3.04% net
Issue 29 from 25 November 2004	£20,000+	3.95% gross/AER	3.16% net
Guaranteed rate for first year from date of investment	£50,000+	4.15% gross/AER	3.32% net
Monthly interest option	£500+	3.70% gross/ 3.76% AER	2.96% net
	£20,000+	3.85% gross/ 3.92% AER	3.08% net
	£50,000+	4.05% gross/ 4.13% AER	3.24% net
3-year Fixed Rate Savings Bonds	£500+	3.95% gross/AER	3.16% net
Issue 23 from 25 November 2004	£20,000+	4.10% gross/AER	3.28% net
Guaranteed rate for first 3 years from date of investment	£50,000+	4.30% gross/AER	3.44% net
Monthly interest option	£500+	3.85% gross/ 3.92% AER	3.08% net
	£20,000+	4.00% gross/ 4.07% AER	3.20% net
	£50,000+	4.20% gross/ 4.28% AER	3.36% net
5-year Fixed Rate Savings Bonds	£500+	4.00% gross/AER	3.20% net
Issue 21 from 25 November 2004	£20,000+	4.15% gross/AER	3.32% net
Guaranteed rate for first 5 years from date of investment	£50,000+	4.35% gross/AER	3.48% net
Monthly interest option	£500+	3.90% gross/ 3.97% AER	3.12% net
	£20,000+	4.05% gross/ 4.13% AER	3.24% net
	£50,000+	4.25% gross/ 4.33% AER	3.40% net
	Minimum investment	Interest rate	Tax information
Capital Bonds	£100	4.25% gross/AER	Taxable, paid gross
Series 21 from 25 November 2004			
Guaranteed compound rate over 5 years			

Year-by-year rates

Savings Certificates, Children's Bonus Bonds and Capital Bonds are all designed to be held for the full term to earn the guaranteed compound rates shown in the tables inside this leaflet. The interest is calculated year-by-year at the rates shown below.

3-year Index-linked Savings Certificates 10th Issue

Purchase price	+	index-linking for year 1	+	0.70% of purchase price	=	1st anniversary value
1st anniversary value	+	index-linking for year 2	+	0.90% of 1st anniversary value	=	2nd anniversary value
2nd anniversary value	+	index-linking for year 3	+	1.26% of 2nd anniversary value	=	maturity value

5-year Index-linked Savings Certificates 37th Issue

Purchase price	+	index-linking for year 1	+	0.65% of purchase price	=	1st anniversary value
1st anniversary value	+	index-linking for year 2	+	0.85% of 1st anniversary value	=	2nd anniversary value
2nd anniversary value	+	index-linking for year 3	+	1.05% of 2nd anniversary value	=	3rd anniversary value
3rd anniversary value	+	index-linking for year 4	+	1.25% of 3rd anniversary value	=	4th anniversary value
4th anniversary value	+	index-linking for year 5	+	1.46% of 4th anniversary value	=	maturity value

2-year Fixed Interest Savings Certificates 29th Issue

Year 1	2.90%
Year 2	3.11%

5-year Fixed Interest Savings Certificates 79th Issue

Year 1	2.65%
Year 2	2.75%
Year 3	2.95%
Year 4	3.25%
Year 5	3.66%

Children's Bonus Bonds Issue 17

For the first 5 years each £25 unit earns 3.00% pa compound. On the 5th anniversary of purchase it earns a bonus of £1.44 (5.76% of purchase price).

Capital Bonds Series 21

Year 1	3.65%
Year 2	3.95%
Year 3	4.25%
Year 4	4.55%
Year 5	4.86%

NB: No interest is earned on any of the above Bonds and Certificates (except Reinvestments) repaid in the first year.

Premium Bonds prizes (tax free)

We hold a prize draw every month with a £1 million jackpot plus, at the current odds, over 1 million other tax-free prizes. The more Bonds you have, the better your chances of winning. We set the size of each month's prize fund by allocating the equivalent of one month's interest on the total value of eligible Bonds, at the annual rate shown below.

	Interest rate	Tax information
Premium Bonds	3.20%	All prizes are tax-free

The number of prizes in each draw is determined by dividing the total number of eligible £1 Bond units by a number specified by the Treasury, as shown below. This specified number determines the odds of each £1 Bond unit winning a prize in the monthly draw.

Specified number	Odds
24,000	24,000 to 1

The prize fund for each draw is shared between three prize bands – higher value, medium value and lower value. The table below shows the percentage share of the fund allocated to each prize band, together with an estimate of the number of prizes of each value for the December 2004 draw.

Prize band	Prize value	Number of prizes
Higher value 5% of prize fund	£1 million	1
	£100,000	5
	£50,000	8
	£25,000	18
	£10,000	46
	£5,000	90
Medium value 5% of prize fund	£1,000	1,304
	£500	3,912
Lower value 90% of prize fund	£100	160,332
	£50	853,382
Total value: £65.2 million		1,019,098

Please see the terms and conditions in our Premium Bonds brochure for full details of how we distribute the prizes within each prize band.

The interest rate used to calculate the prize fund, the share of the prize fund allocated to each prize band and the odds of each £1 unit winning a prize are all variable, so they may change from time to time. We will publicise changes by putting a notice in a range of national newspapers and giving details on our website.

たとえば国際宅配便・物流についてはすでに国際的に寡占状態にあり、イギリスのように後から新規参入しても失敗に終わるのであろう。新規事業については「民営化委員会」が民業圧迫にならないように段階的に認めていくということであるが、コンビニのように物品・チケットの販売（これは代々木郵便局などではすでに場所を貸すということをやっている）、旅行代理業（渋谷中央郵便局の1階では旅行代理店に場所を貸している）、株の仲介、住宅リフォームの取り次ぎなどから始めるのではないだろうか。しかし、都会の駅前の郵便局を別にすれば、近々の特定郵便局ではスペースがないし、投資信託（すでに10月3日から投資信託を販売しており手数料が得られる）や株式にしても資格者が確保できていないため販売できない集配局も多い。さらに企業への融資となればノウハウと時間も必要である。不良債権を増やしただけに終わらないようにしなければならない。

3 おわりに

本稿では、郵政民営化によってより便利な郵便局はどういうものかという視点からイギリスの郵便局の事例から考察した。郵政民営化に関しては、ここで論じなかった多くの論点が残されている。たとえば、4分社化した会社間の株式持ち合いが認められれば今と変わらない肥大化した巨大組織が温存されることにつながる。現在、郵便貯金は、4大都市銀行の預金に匹敵し、簡保は4大生保の資産規模に匹敵する。

民営化することによるメリットもあるが、その反面、弊害も覚悟しておかなければならないであろう。

- ・ドイツやイギリスの場合、郵便局職員の解雇や都市部での郵便局の廃止がなされた。わが国の場合は、「総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない」とされ、あくまで省令であって法律ではないことに留意する必要がある。

- ・イギリスでは3万4千人の人員削減と260の不採算郵便局の閉鎖がなされた。ストライキが起きたこともある。効率化ということで窓口の職員が減れば、列を作ってそれだけ長く待たなければならなくなるであろう。ロンドンのトラファルガー中央郵便局において平日の12時半頃に窓口に10人が働いていて約30人が列をつくって並んでいた。
- ・海外の経験から民営化したからといって料金が引き下げられるということは期待しないほうがよいであろう。ATMなどの手数料が、無料であるのが銀行並みになる恐れがある。
- ・過疎地の郵便局は、地域貢献基金が設けられるということであり存続するであろう。しかし、集配について1日のうち2回が1回というように減らされるであろう。
- ・財政投融资や国債に向けられている郵貯・簡保資金を「民」にということだが、住宅金融公庫を廃止する一方で、郵貯銀行の住宅ローンが伸びて民間金融機関と競合することが懸念される。財政赤字による国債をいかに消化していくのかも明らかではない。

郵貯・簡保330兆円の資金が政府部門に流れ込む「入り口」ならば、政府系金融機関（財投機関）がその「出口」であり、その改革が次の喫緊の課題である。

(2005年9月30日脱稿)

参考文献

- 小泉純一郎・松沢しげふみ、『郵政民営化論』PHP研究所、1999年
竹中平蔵、『郵政民営化—小さな政府への試金石』PHP研究所、2005年
星野興爾、『世界の郵便改革』郵研社、2004年
———、『世界のポストバンク』郵研社、2005年

わが国の会計基準設定環境に対する一考察

—— セグメント情報を中心として ——

田 村 真由美

I 開 題

1980年代以降、わが国の企業活動は多角化、国際化等の傾向を急速に強めるようになった¹といわれている。このことを受けてか、わが国の財務諸表は、多角化、国際化の傾向を強めた企業活動を必ずしも適切に反映していない、すなわち、財務諸表利用者（投資家）に対して投資意思決定に資する情報を提供していないという批判がなされるようになった。この批判が後の財務諸表制度の見直しの契機になったといわれている。

財務諸表制度の見直しは、大蔵省（現：財務省）主体で進められることとなった。大蔵省では、1985年秋以降、証券取引法に基づくディスクロージャー制度の全般的な見直しを行うとして、ディスクロージャー制度研究会を開催した。この研究会では、有価証券届出書及び有価証券報告書の表示事項に関する案件と会計事項に関する案件についての話し合いが行われ、会計事項に関する案件として次の4つの事項が取り上げられた。

- (1) 連結財務諸表の取り扱い
- (2) 資金繰り情報の見直し
- (3) セグメント情報の導入²

1 企業会計審議会第一部会、『セグメント情報に関する意見書』、1988年5月26日。

2 研究会では、「セグメント情報の充実」という言葉が用いられていた。しかしながら、わが国におけるセグメント情報の開示基準は存在しておらず、新たに基準が設定されるようになったことから、本稿では「セグメント情報の導入」と表現することとする。

(4) 四半期報告制度の導入

これら4つの事項のうち、最も議論がなされた事項が(3)のセグメント情報の導入である。セグメント情報とは、売上高、売上高総損益、営業損益、経常損益、その他の財務情報を事業の種類別、親会社及び子会社の所在地別等の区分単位(セグメント)に分別したものをいう³。この定義からも分かるように、日本企業の経営活動が多角化、国際化すればするほど、セグメント情報導入の議論が行われるのは当然のことであろう。

セグメント情報は米国の連結財務諸表制度により誕生したものである。セグメント情報誕生前の米国の連結財務諸表制度では、親会社単体の場合と連結の場合の貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書が主な財務情報であった。このような場合、上記の情報だけでは、その企業がどのような事業をどのような場所で行っているのか判断できない、すなわち、企業分析を行うにあたって、情報量が不足しているといった財務諸表利用者(投資家)の批判に対応すべく、セグメント情報が誕生したといわれている。したがって、わが国の財務諸表制度上で公開される財務情報の量が、企業分析を行うにあたって不足していたのであればセグメント情報という新しい財務情報導入の議論が行われるのも当然のことであろう。

しかしながら、1980年代の日本企業の経営活動が急速に多角化、国際化の傾向を強めていなければ、また、企業分析を行うにあたって十分な財務情報が公開されていたとすれば、どうであろうか。セグメント情報導入の議論は不要であったはずである。

したがって、本稿では第一に1980年代の日本企業の経営活動が急速に多角化、国際化の傾向を強めていたか否か、第二に公開財務情報の量が企業分析を行うにあたって不足していたか否かについて考察することとする。もし仮に、

3 企業会計審議会、『セグメント情報の開示基準』、1988年5月26日。

日本企業の経営活動が急速に多角化、国際化の傾向を強めておらず、公開財務情報の量が企業分析を行うにあたって不足していなかったのであれば、セグメント情報の導入は不要であったはずである。この場合、どのような要因がセグメント情報導入に大きな影響を与えたのか、セグメント情報が導入されるまでの過程を鑑みることにより考察することとする。そして、多角化、国際化及び公開財務情報の量不足以外の要因で導入されたセグメント情報の有用性について考えることにしたい。

まずは次節において、1980年代の日本企業の経営活動が急速に多角化、国際化の傾向を強めていたか否か考察することとする。

II 1980年代の日本企業の経営活動

前節でも述べたように、1980年代以降、わが国の企業活動は多角化、国際化の傾向を急速に強めるようになったといわれている。セグメント情報とは、売上高、売上高総損益、営業損益、経常損益、その他の財務情報を事業の種類別、親会社及び子会社の所在地別等の区分単位（セグメント）に分別したものをいう。この定義からも分かるように、セグメント情報導入の議論は日本企業の経営活動が多角化、国際化の傾向を急速に強めた結果、行われるようになったと考えられている。

厳密に定義すれば、企業の経営活動の国際化は大きく分けて輸出と海外進出に分けられる。前述したようにセグメント情報とは、当該企業における親会社及び子会社の所在地別等の売上高、売上高総損益、営業損益、経常損益、その他の財務情報を記載したものであるので、当該財務情報導入の議論は後者の海外進出により生じたものであると推察できる。

国際化の第一段階である輸出という経営活動は、1960年代以降、主に米国を相手に貿易摩擦問題をも生じさせている。綿製品に始まり、ウール製品、化学繊維製品、鉄鋼、カラーテレビ、工作機械、自動車と枚挙に暇がない。

また、1973年2月には固定為替相場制から変動為替相場制へと移行している。

貿易摩擦問題の解決及び変動為替相場制への移行は、国際化の第二段階である海外進出という経営活動を大きく促進しているはずである。しかしながら、前節及び本節で述べたように、セグメント情報導入の議論は1980年代以降に行われている。この点に疑問が生じるため、国際化の傾向はいつごろ急速に強まったのか、わが国の統計データを用いて検証することにした。

国際化を検証するためのデータとして、東洋経済新報社発行の『海外進出企業総覧 1989年版』を取り上げることとする。1989年版を用いるのは、このシリーズ上、年次ごとのデータで記載されているのはこの年のみだからである。後述する多角化を検証するためのデータとの整合性を図るため、製造業のみを対象とし、1986年までのデータを取り上げることとする。日本企業の海外進出件数は次頁の表1のとおりである。表1のうち、世界全体に関する部分をグラフにて示すとグラフ1のとおりとなる。

表1及びグラフ1から分かることは、日本企業の海外進出件数は1970年代半ばに一度150件以上もの件数を記録し、その後100件前後の件数で推移しているということである。つまり、1970年代半ばに一度ピークを迎え、その後横ばい状態が続いているのである。これらが示すことは、国際化の傾向は1980年代に急速に強くなったわけではなく、1970年代にすでにその傾向は見られたということである。

続いて多角化を検証するためのデータとして、公正取引委員会が編集した『独占禁止法懇話会資料集Ⅶ 経済構造の変化と産業組織』「1-3 リストラクチャリングの実態」の調査報告書を取り上げることとする。調査報告書では、企業の有価証券報告書をもとに各企業の総売上高及び製品分野別の売上高を算出している。対象企業は、製造業17業種について業種ごとに東証1部上場企業の

表 1 日本企業の海外進出件数（単位：件）

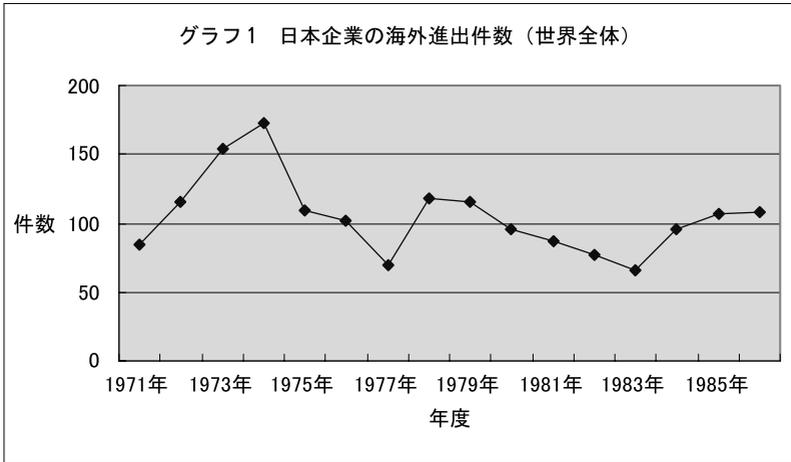
	世界全体	アジア計	ヨーロッパ計	北米計（うち米国）
1971年	85	68	2	7 (6)
1972年	115	82	8	13 (11)
1973年	154	105	4	18 (18)
1974年	173	108	11	12 (12)
1975年	109	66	9	10 (9)
1976年	102	60	10	9 (9)
1977年	70	43	6	11 (11)
1978年	118	78	4	18 (15)
1979年	115	72	7	20 (20)
1980年	96	61	9	18 (18)
1981年	87	29	11	30 (30)
1982年	77	39	19	11 (10)
1983年	66	33	8	19 (17)
1984年	96	43	13	33 (32)
1985年	107	58	13	31 (28)
1986年	108	38	13	51 (48)

〔出所〕 東洋経済新報社、『海外進出企業総覧 1989年版』、62頁を一部抜粋して作成。

中から資本金の多い順 10 社、調査対象年次は、1979年、1984年、1986年である⁴。1979年、1984年及び1986年のデータを比較することにより、1980年以前と以後の多角化の傾向を比較することとする。

多角化とは一般に、「企業が従来の事業活動とは異質な事業活動を付け加え

4 公正取引委員会事務局編、『独占禁止懇話会資料集Ⅶ 経済構造の変化と産業組織』、1992年、266頁。



[出所] 表1をもとに筆者が作成。

ていく行動、または、異質な事業が単一の企業内に統合された状態⁵と定義される。ここでの「従来の事業活動」とは当該企業における「本業」に該当するものであると考えられる。企業ごとの本業以外の他の業種を把握することよりも本業を把握することのほうが容易であるため、売上高本業比率により多角化の傾向を把握することとする。つまり、本業比率が高ければ高いほど多角化比率は低く、本業比率が低ければ低いほど多角化比率は高いという結論になる。わが国における1979年、1984年及び1986年の売上高本業比率は次頁の表2のとおりである。

表2から分かることは、わが国において売上高本業比率は1979年、1984年、1986年と一貫して8割を超える高い比率であったということである。売上高

5 加護野忠男、「製品市場戦略と企業成果」、『国民経済雑誌』、神戸大学経済経営学会、第133巻第3号（昭和51年3月）、72頁。

表 2 売上高本業比率（単位：％）

業種	1979 年	1984 年	1986 年
食料品	96.1	96.8	97.0
繊維工業	66.3	60.3	57.1
木材・木製品	86.1	72.8	68.8
パルプ・紙	86.1	93.0	92.5
出版・印刷	99.9	100.0	88.3
化学工業	88.4	88.7	84.6
石油・石炭製品	99.2	99.7	99.2
ゴム製品	90.0	89.6	88.5
窯業・土石製品	75.6	76.4	71.4
鉄鋼業	85.8	81.8	78.6
非鉄金属	89.1	67.7	60.8
金属製品	91.5	90.9	90.0
一般機械器具	75.9	77.9	73.1
電気機械器具	93.3	95.3	83.6
輸送用機械器具	79.4	77.0	79.0
精密機械器具	59.1	45.1	37.6
その他の製造業	71.0	69.7	67.4
平均	86.7	84.5	80.2

[出所] 公正取引委員会事務局編、『独占禁止懇話会資料集Ⅶ 経済構造の変化と産業組織』、1992 年、269 頁を一部抜粋して作成。

本業比率が高いということはすなわち、多角化比率は低かったといえるであろう。この結論は平均数値をとって得られたものである。平均数値を取り上げただけでは不十分であるかもしれない。したがって、1980 年代、わが国の経済を支えていた製造業の数値を取り上げることとする。1980 年代、わが国の経済を支えていた製造業は輸送用機械器具、電気機械器具、次いで化学工業であったといわれている。表 2 から、輸送用機械器具は 8 割弱、電気機械器具は 9 割

前後、化学工業は8割強とこれら3業種においても売上高本業比率は高い数値を示していたことが見て取れる。つまり、わが国においては企業の経営活動は本業を中心に行われており、本業以外の他の業種に依存する、多角化という形態はあまり採られていなかったといえよう。

国際化を調査する指標として海外進出件数、多角化を調査する指標として売上高本業比率を用いた。これらの指標が示すことは、1980年代に国際化、多角化の傾向が急速に強まったとはいえないということである。この前提条件が覆されるということは、前節及び本節で述べたようにセグメント情報導入の議論は、日本企業の経営活動の国際化、多角化がその要因ではなく、これとは異なる何か別の要因が働きかけた結果であるといえるであろう。それでは、セグメント情報という新しい財務情報導入の議論は、わが国の財務諸表制度上で公開される財務情報の量が、企業分析を行うにあたって不足していたから行われるようになったのであろうか。

次節において、わが国の財務諸表制度上で公開される財務情報の量が、企業分析を行うにあたって不足していたか否かを考察することとする。その際、財務情報の量が不足していたかどうかは、セグメント情報を誕生させた当時の米国の財務諸表制度とわが国の財務諸表制度を比較することにより判断することにした。

III 米国とわが国の財務諸表制度の比較

第I節でも述べたように、セグメント情報は米国の連結財務諸表制度により誕生したものである。セグメント情報誕生前の米国の連結財務諸表制度では、親会社単体の場合と連結の場合の貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書が主な財務情報であった。このような場合、上記の情報だけでは、その企業がどのような事業をどのような場所で行っているのか判断できない、すなわち、企業分析を行うにあたって、情報量が不足しているといった財務諸表利用者（投資

家）の批判に対応するべく、セグメント情報が誕生したといわれている。このように米国の歴史を鑑みれば、わが国の財務諸表制度上で公開される財務情報の量が、企業分析を行うにあたって不足していたのであればセグメント情報という新しい財務情報導入の議論が行われるのも当然のことであろう。

したがって本節では、わが国の財務諸表制度上で公開される財務情報の量が企業分析を行うにあたって不足していた否かを考察することとする。その際、財務情報の量が不足していたかどうかは、セグメント情報を誕生させた当時の米国の財務諸表制度とわが国の財務諸表制度を比較することにより判断することにしたい。また、財務諸表制度そのものを比較するよりも企業の有価証券報告書⁶を比較するほうが理解は容易であると考えられる。そこで、日米を代表する企業、GE（General Electric）社と松下電器産業株式会社の有価証券報告書を比較することとする。

まずは、セグメント情報誕生前のGE社の有価証券報告書を考察することとする。どのような財務情報が公開されていたのか確認するため、目次を記載することとする。目次の内容は次頁の表3のとおりである。

表3から分かることは、セグメント情報誕生前の有価証券報告書は株式の発行に関する報告及び親会社単体の場合の財務諸表と連結の場合の財務諸表といった最低限の財務情報のみから構成されていたということである。つまり、GE社の事業活動、例えばどのような製品を製造しているのか、またそれらの製品群の構成割合はどの程度であるのかといった企業分析を行う上で重要な情報は把握できないのである。

したがって、1950年代から1960年代にかけて会計原則審議会（1959年～1973年）及びその前身である会計手続委員会（1938年～1959年）はいくつか

6 一般に、企業の財務内容を開示する書類をわが国では有価証券報告書と呼んでいる。米国において、わが国の有価証券報告書に該当する書類はForm 10-kである。本稿では便宜上、両者を有価証券報告書と統一して呼ぶこととする。

表3 セグメント情報誕生前のGE社の有価証券報告書の目次

資本の額
株式
株式の状況
連結子会社の状況（会社の名称、子会社の議決権に対する所有割合、住所）
監査報告書
財務諸表
親会社単体の場合と連結の場合の貸借対照表
主な資産負債の内訳
親会社単体の場合と連結の場合の損益及び剰余金結合計算書
附属明細表
その他

〔出所〕1968年のGE社のForm 10-kをもとに筆者が作成。

の意見書において、限定した領域においてはああるが、連結ベースではない情報を報告するよう求めていた⁷。1960年代半ば頃からは証券アナリスト連合会、財務担当役員協会及び全米会計人協会といった専門機関が、外部報告におけるセグメント情報公開の望ましさや実行可能性を評価する研究調査を支援し始めた。さらには、証券アナリスト連合会の財務会計方針委員会、財務担当役員協会、全米会計人協会の管理会計実務委員会、会計士国際研究グループといった専門機関がセグメント情報の公開を支持する意見書を公表し、会計原則審議会は1967年公表のステートメント第2号において、企業がセグメント情報を自発的に公開することを要請した⁸。

このような流れから、「米国証券取引委員会は1969年に有価証券届出書においてセグメント情報を公開することを要求し、これらの要求は1970年に有価

7 FASB, *Statement of Financial Accounting Standards No. 14, Financial Reporting for Segments of a Business Enterprise*, par.42, December, 1976.

8 *Ibid.*, par.43.

証券報告書にも拡大適用されるようになったのである⁹。」

さらに、社債に比べると3倍以上もの当時の株式収益率¹⁰は、家計部門の余剰資金を株式投資に向けさせ、企業の余剰資金をも株式投資に向けさせた。その結果、証券アナリスト連合会や財務担当役員協会といった専門機関が企業分析を行うために、さらなる情報を求めてセグメント情報の公開を要求し、セグメント情報が誕生したのである。

では、わが国の場合はどうであったのだろうか。わが国の財務諸表制度は個別財務諸表制度と連結財務諸表制度といった二つの制度が並存している。したがって、その両方を概観することとする。

まず、セグメント情報導入前の松下電器産業株式会社の有価証券報告書を考

9 *Ibid.*, par.44.

10 当時の株式及び社債の収益率は以下の表のとおりである。（平均値は数値を単純合算し、年数で割ることによって算出している。）

表 株式及び社債の収益率比較（単位：％）

	株式収益率（総合利回り）	社債収益率
1955年	31.0	3.06
1956年	6.4	3.36
1957年	-10.5	3.89
1958年	42.4	3.79
1959年	11.8	4.38
1960年	0.3	4.41
1961年	26.6	4.35
1962年	-5.4	4.33
1963年	22.5	4.26
1964年	16.3	4.40
1965年	12.3	4.49
平均	14.0	4.07

[出所] R. W. Goldsmith, *Institutional Investors and Corporate Stock*, New York, 1973. pp. 250-251. 北條裕雄、「連邦証券金融規制の展開過程（1946年-65年）[上]」、『証券経済』、日本証券経済研究所、第172号、（1990年6月）、109頁より一部抜粋して作成。

表4 セグメント情報導入前の松下電器産業株式会社の有価証券報告書の目次

個別財務諸表
第1 会社の概況
会社の沿革
資本金の推移
株式の総数
株式の状況
1株当たり配当等の推移
株価及び株式売買高の推移
役員状況
従業員の状況
第2 事業の概況
会社の目的及び事業の内容
経営上の重要契約
研究開発活動
第3 営業の状況
概況
生産能力
生産実績
受注状況と生産計画
販売実績
第4 設備の状況
設備
設備の新設、重要な拡充若しくは改修又はこれらの計画
第5 経理の状況
監査報告書
財務諸表
貸借対照表
損益計算書
利益金処分計算書
附属明細表
主な資産・負債及び収支の内容
資金収支の状況
その他
第6 関係会社に関する事項
親会社に関する事項
子会社に関する事項
その他の関係会社に関する事項
連結財務諸表に関する事項
第7 株式事務の概要
連結財務諸表
1 企業集団の状況に関する重要な事項
2 業績の概要
監査報告書
3 連結財務諸表
連結貸借対照表
連結損益計算書
連結剰余金計算書
連結キャッシュフロー表
注記事項

[出所] 1989年の松下電器産業株式会社の有価証券報告書をもとに筆者が作成。

察することとする。どのような財務情報が公開されていたのか確認するため、目次を記載することとする。目次の内容は表4のとおりである。

表4から分かることは、わが国の有価証券報告書は米国のもものと異なり、非常に細部にわたって記載がなされているということである。つまり、多くの財務情報が公開されているといえよう。米国の場合は当該企業の事業活動、例えばどのような製品を製造しているのか、またそれらの製品群の構成割合はどの程度であるのかといった企業分析を行う上で重要な情報は財務諸表からは把握できなかったが、わが国の場合は個別財務諸表の「第2 事業の概況」及び連結財務諸表の「1 企業集団の状況に関する重要な事項」より把握することができる。それでは、個別財務諸表の「第2 事業の概況」及び連結財務諸表の「1 企業集団の状況に関する重要な事項」においてはどのような情報が公開されていたのであろうか。その内容を記すと次頁の表5及び表6のとおりである。

表5及び表6から分かることは、松下電器産業株式会社が当該企業及びグループ全体でどのような製品を製造しているのか、またそれらの製品群の構成割合はどの程度であるのかといった企業分析を行う上で重要な情報を把握することができるということである。つまり、松下電器産業株式会社は映像機器、家庭電化機器、情報・産業機器、電子部品といった事業を中心に経営活動を行っており、販売高構成比により主要な事業活動の中でも情報・産業機器及び電子部品の売上は上昇傾向にあるが、一方で映像機器、家庭電化機器の売上は下降傾向にあるということが見て取れる。販売高構成比を損益計算書の売上高に乗じれば、おおよそその販売額を見積もることもできよう。

さらに、主要生産会社名からシンガポール、マレーシア、アメリカ、イギリス、スペインに海外進出していることが見て取れる。その中でもシンガポール、マレーシア、アメリカといった国が生産の中心拠点であるとも推測できよう。本節で取り上げたものだけでなく、有価証券報告書のその他の財務情報を色々

表5 松下電器産業株式会社の「事業の概況」

部門	主要製品名	販売高構成比 (単位：%)	
		1988年	1989年
映像機器	VTR及び関連機器、カラーテレビ、ビデオプロジェクタ、ビデオディスクプレーヤ、衛星放送受信機器	26.7%	22.8%
音響機器	ラジオ、ラジカセ、テープレコーダ、電子楽器、ステレオ及び関連機器、カーオーディオ、CDプレーヤ	6.3%	6.6%
家庭電化機器	冷蔵庫、エアコン、洗濯機、掃除機、アイロン、電子レンジ、自動製パン器、炊飯器、扇風機、電気・石油暖房器、赤外線コタツ、電気毛布	19.9%	15.6%
情報・産業機器	ファクシミリ、パーソナルコンピュータ、複写機、電話機、ワードプロセッサ、CRTディスプレイ、CATVシステム機器、電子部品自動実装機、ロボット、溶接機、空調機器、自動販売機、電子交換機、電子計測機器、コンプレッサ	21.0%	22.0%
エネルギー・厨房関連機器	乾電池、蓄電池、太陽電池、ソーラシステム、ガス給湯機器、ガス調理器、流し台、システムキッチン	6.4%	5.7%
電子部品	半導体、ブラウン管、撮像管、チューナ、コンデンサ、抵抗器、スピーカ、磁気ヘッド、モータ、マイクロモータ、照明管球	15.7%	17.9%
その他	自転車、写真用ストロボ、35ミリカメラ、鉛筆けずり、浄水器、非鉄金属、木材、紙、医療機器	4.0%	9.4%
合計		100.0%	100.0%

[出所] 松下電器産業株式会社、有価証券報告書、1989年。

表 6 松下電器産業株式会社の「企業集団の状況に関する重要な事項」

部門及び主要製品名	主要生産会社
映像機器 VTR 及び関連機器、カラーテレビ、ビデオプロジェクタ、ビデオディスクプレーヤ、衛星放送受信機器	当会社、松下寿電子工業 (株)、日本ビクター (株)、台湾松下電器股份有限公司、アメリカ松下電器 (株)、イギリス松下電器 (株)、松下ビデオ製造 (株)
音響機器 ラジオ、ラジカセ、テープレコーダ、電子楽器、ステレオ及び関連機器、カーオーディオ、CD プレーヤ	当会社、松下通信工業 (株)、日本ビクター (株)、台湾松下電器股份有限公司、シンガポール松下無線機器 (株)
家庭電化機器 冷蔵庫、エアコン、洗濯機、掃除機、アイロン、電子レンジ、自動製パン器、炊飯器、扇風機、電気・石油暖房器、赤外線コタツ、電気毛布	当会社、松下住設機器 (株)、松下冷機 (株)、松下精工 (株)、松下電業 (株) (マレーシア)、台湾松下電器股份有限公司、スペイン松下電器 (株)
情報・産業機器 ファクシミリ、パーソナルコンピュータ、複写機、電話機、ワードプロセッサ、CRT ディスプレイ、CATV システム機器、電子部品自動実装機、ロボット、溶接機、空調機器、自動販売機、電子交換機、電子計測機器、コンプレッサ	当会社、松下通信工業 (株)、九州松下電器 (株)、松下電送 (株)、松下産業機器 (株)、松下冷機 (株)、松下精工 (株)、アメリカ松下通信工業 (株)、松下コンプレッサ&モータ (株)
エネルギー・厨房関連機器 乾電池、蓄電池、太陽電池、ソーラシステム、流し台、ガス給湯機器、ガス調理器、システムキッチン	当会社、松下電池工業 (株)、松下住設機器 (株)
電子部品 半導体、ブラウン管、撮像管、チューナ、コンデンサ、抵抗器、スピーカ、磁気ヘッド、モータ、マイクロモータ、照明管球	当会社、松下電子工業 (株)、松下電子部品 (株)、九州松下電器 (株)、シンガポール松下部品 (株)、マレーシア松下電子部品 (株)、シンガポール松下モータ (株)
その他 レコード、自転車、写真用ストロボ、35 ミリカメラ、鉛筆けずり、浄水器、非鉄金属、木材、紙、医療機器	当会社、日本ビクター (株)、九州松下電器 (株)、テイチク (株)

[出所] 松下電器産業株式会社、有価証券報告書、1989 年。

と組み合わせればさらに正確な企業分析を行うことができると思われる。したがって、米国とわが国の公開財務情報の量を比較すると、わが国の公開財務情報の量はセグメント情報の観点からも決して不足しているわけではなかったのである。

第 I 節でも述べたように、1985 年秋以降、大蔵省主体でディスクロージャー制度研究会が開催され、このときよりセグメント情報の導入が議論され始めた。議論の契機は、日本企業の経営活動が国際化、多角化の傾向を急速に強め、当時の財務諸表はそのような企業活動を必ずしも適切に反映していないといった、日本企業の経営活動の国際化、多角化論と日本の公開財務情報の不足論であった。しかしながら、前節において日本企業の経営活動は 1980 年代に急速に国際化、多角化の傾向を強めたわけではなく、国際化の傾向は 1970 年代にすでに見られ、多角化の傾向はあまり見られなかったという帰結が得られた。

さらに、本節において米国のセグメント情報誕生前の財務諸表とわが国の財務諸表を比較すると、公開財務情報の量に圧倒的な差が見られた。わが国の財務諸表は非常に細部にわたって記載がなされており、個別財務諸表の「第 2 事業の概況」及び連結財務諸表の「1 企業集団の状況に関する重要な事項」より企業分析を行うために重要な当該企業の事業活動を把握することができる。また、上述の財務情報と有価証券報告書のその他の財務情報を色々と組み合わせればさらに正確な企業分析を行うこともできる。つまり、わが国の公開財務情報の量はセグメント情報の観点からも決して不足しているわけではなかったという帰結が得られた。

しかしながら前述したように、1985 年秋以降、大蔵省主体でディスクロージャー制度研究会が開催され、このときよりセグメント情報の導入が議論され始めた。議論の契機は、日本企業の国際化、多角化論、公開財務情報の不足論どちらでもないということが前節及び本節を通して分かったことであるが、そ

れではどのような要因がセグメント情報導入に大きな影響を与えたのであろうか。次節において、セグメント情報が導入されるまでの過程を再度詳細に検討することとする。

IV わが国におけるセグメント情報導入までの過程

1980年代以降、わが国の企業活動は多角化、国際化等の傾向を急速に強めるようになったといわれている。このことを受けてか、わが国の財務諸表は、多角化、国際化の傾向を強めた企業活動を必ずしも適切に反映していない、すなわち、財務諸表利用者（投資家）に対して投資意思決定に資する情報を提供していないという批判がなされるようになった。この批判が後の財務諸表制度の見直しの契機になったといわれている。

財務諸表制度の見直しは、大蔵省主体で進められることとなった。大蔵省では、1985年秋以降、証券取引法に基づくディスクロージャー制度の全般的な見直しを行うとして、ディスクロージャー制度研究会を開催した。この研究会において、セグメント情報の導入が取り上げられたのである。しかしながら、「事業部門別、地域別の売上高及び利益を明らかにする、いわゆるセグメント情報の開示については、投資情報として基本的に有益であり前向きに検討すべきであるという積極論が出された一方、企業経営の在り方、海外取引との関連から影響するところ大であり慎重に対応すべきであるという消極論も出されたのである¹¹。」

また、この3年前の1982年に米国証券取引委員会が外国企業の財務内容の開示規則を改正する際に、わが国の経済団体連合会は日本企業のセグメント

11 兼田克幸、「企業内容開示制度の見直しについてーディスクロージャー制度研究会の審議経緯と主内容ー」、『旬刊経理情報』、中央経済社、1986年8月1日号（No. 458）15頁。

情報開示の適用除外を要求している。その理由として「セグメント情報を開示することにより米国のライバル企業に手の内を知られてしまう」と述べている¹²。

ディスクロージャー制度研究会が開催された同年においても、わが国の経済団体連合会は財務内容の開示義務の緩和を米国証券取引委員会に働きかけていくことを決定している。具体的には、日本企業のセグメント情報開示の適用除外を要求するものであった。日本企業は、事業別セグメント情報の開示は企業秘密が漏洩しやすくなる、地域別セグメント情報の開示は移転価格制度やダンピング規制の摘発に使われかねないといった危惧を抱いていたのである¹³。

ディスクロージャー制度研究会における消極論及び米国における日本企業のセグメント情報開示の適用除外を求める一連の動きは、わが国においてセグメント情報は導入すべきではないという考えと捉えることができよう。しかしながら、1986年7月24日に開かれた企業会計審議会総会において、第一部会及び同小委員会を設けてセグメント情報導入に関する審議が行われることが決定した¹⁴のである。約3ヶ月間、審議が行われ、その結果は、1986年10月31日に『証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について（中間報告）』として取りまとめられた。

この中間報告においても、「セグメント情報の導入、特にセグメント別損益の開示については、現時点では積極・消極両論があるが、わが国企業活動の変化、国際的動向等を考慮すれば、基本的には今後何らかの形で前向きに対応が

12 日本経済新聞、1982年2月18日号、朝刊13頁。

13 日本経済産業新聞、1985年4月12日号、26頁。

14 企業会計審議会第一部小委員会、『証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について（中間報告）』、1986年10月31日。

必要であると考えられる¹⁵⁾」と結ぶだけに終わったのである。さらに消極論の中には、わが国における財務諸表制度の根幹から疑問を提起するものもあった。すなわち、「わが国では、個別財務諸表と連結財務諸表の両者が開示されており、前者が後者のセグメント情報の役割を果たしている場合が多いので、セグメント情報を開示することは屋上屋を架すことになるのではないかという疑問¹⁶⁾」である。

1987年6月には、「中間報告の趣旨を踏まえ、今後セグメント情報の開示に関する審議を進めていく上で必要な基礎資料を得ることを目的としたアンケート調査が実施された¹⁷⁾。」このアンケート調査は、「1986年12月末現在の連結財務諸表提出会社の中から、(a) 資本金200億円以上の提出会社、(b) 資本金100億円以上200億円未満の提出会社、業種ごとに半数を無作為抽出、(c) 資本金100億円未満の提出会社、業種ごとに半数を無作為抽出¹⁸⁾」した会社を対象に行われた。

ここで注目すべき点は、このアンケート調査においてセグメント情報の開示に関して反対といった意見と、反対ではあるが、一定の条件が満たされればやむを得ないといった意見が約8割を占めていた¹⁹⁾という点である。反対の理由として、「企業秘密の漏洩となり、競争的地位を損なう」、「製品・商品の価格に対する顧客等からの値下げ要求や仕入先からの値上げ要求が起りかねない」、「外国政府から各種の規制を受ける可能性がある」といった企業の競争力の低下を危惧する意見や「事業の種類別又は地域別に子会社を設けており、ま

15 上掲書。

16 山地秀俊他、『日本の企業会計の形成過程』、中央経済社、1994年、167頁。

17 兼田克幸、「セグメント情報に関するアンケート調査結果の概要について<上>」、『旬刊経理情報』、中央経済社、1987年12月20日号（No. 506）、4頁。

18 上掲書。

19 上掲書、6頁。

た、その子会社の多くが証券取引法に基づき個別財務諸表を公開しているのでセグメント情報を開示する必要はない²⁰」という意見が挙げられていた。上述のアンケート調査が示すように、わが国においてはセグメント情報の開示に関して反対といった意見が多数存在し、反対の理由の中には、セグメント情報が誕生した米国の連結財務諸表制度とわが国の個別財務諸表と連結財務諸表、二つの財務諸表が並存する財務諸表制度を比較し、その導入に疑問を呈していたものもあったのである。

上述したように、ディスクロージャー制度研究会における消極論に始まり、米国における日本企業のセグメント情報開示の適用除外を求める一連の動き、「基本的には今後何らかの形で前向きに対応が必要であると考えられる」と結ぶだけに終わった中間報告、セグメント情報の制度化に対して反対といった意見が多数存在したアンケート調査にも関わらず、1988年5月26日に『セグメント情報の開示に関する意見書』及び『セグメント情報の開示基準』が公表され、同年9月20日に大蔵省による『企業内容等の開示に関する省令』の改正及び『証券取引法におけるセグメント情報の開示について』の通知が行われることになったのである。この過程を示すと、表7のとおりとなる。

表7が示すように、1985年11月から1988年9月までの約3年間という短い期間でセグメント情報の導入が決定した。しかしながら、その導入までの過程においては、ディスクロージャー制度研究会における消極論に始まり、「基本的には今後何らかの形で前向きに対応が必要であると考えられる」と結ぶだけに終わった中間報告、セグメント情報の開示に関して反対といった意見が多数存在したアンケート調査と、セグメント情報の導入には否定的な意見が多かった。

また、セグメント情報導入の議論の契機は、日本企業の国際化、多角化

20 上掲書、8頁。

表7 わが国におけるセグメント情報導入までの過程

年度	出来事
1985年11月～ 1986年3月	大蔵省がディスクロージャー制度研究会を開催
1986年10月31日	企業会計審議会第一部会小委員会が『証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について（中間報告）』を公表
1987年6月	企業会計審議会によるセグメント情報に関するアンケート調査の実施
1988年5月26日	企業会計審議会が『セグメント情報の開示に関する意見書』及び『セグメント情報の開示基準』を公表
1988年9月20日	大蔵省による『企業内容等の開示に関する省令』の改正及び『証券取引法におけるセグメント情報の開示について』の通知

[出所] 筆者が作成。

論、公開財務情報の不足論どちらでもないということが第Ⅱ節及び第Ⅲ節を通して分かったことである。それではどのような要因がセグメント情報導入に大きな影響を与えたのであろうか。その要因を探るべく、当時の状況を調査した。

「大蔵省は株式を公開している企業に事業部門別、地域別の損益（セグメント情報）の公開を義務付ける方針を固めた。1987年3月13日に開く企業会計審議会（大蔵省の諮問機関、会長、青木茂男早稲田大学名誉教授）に諮り、同審議会の下部組織である第一部会小委員会で具体的な公表内容や方法を検討、1988年春の制度化を目指す。・・・日本企業にセグメント情報の公開を迫っている米国の要求を受け入れることにもなり、日米摩擦の緩和にも役立ちそうだ。・・・米国は、大蔵省と米国証券取引委員会の定期協議の場などで、米国企業同様、日本企業にも公開を義務付けるよう再三要求している²¹。これを放

置すれば新たな摩擦問題に発展する可能性もあり、大蔵省は導入を決断した²²。」

つまり、わが国におけるセグメント情報の導入は、日本企業の経営活動の国際化、多角化論、公開財務情報の不足論などではなく、日米間の摩擦を防ぐための手段であったと考えられる。これは日米間の貿易不均衡を解消するために、1989年9月から1990年6月に行われた日米構造問題協議でセグメント情報の導入について述べられているという事実からも裏付けられる。

「日米構造問題協議は、1989年5月26日に米国包括通商法のいわゆるスーパー301条に基づく優先慣行、優先国の発表が行われた際に併せてブッシュ大統領から提案されたものである。この提案のポイントは、日米の貿易不均衡に影響しうるような日米両国の構造問題について、スーパー301条とは全く別の枠組の下で議論し、不均衡の改善への途を探っていこうというものであったことである。このような提案の背景としては、日米間に横たわる巨額の貿易赤字に対する米国の苛立ちがあったと考えられている²³。」

「1989年7月14日、フランスで開かれたアルシュサミットの際に行われた

21 大蔵省と米国証券取引委員会の定期協議に関しては、日本経済新聞、1986年3月16日号、朝刊1頁の記事を参照されたい。以下にその記事の一部を抜粋する。

「資本市場の国際化、自由化を背景とした二十四時間取引時代を迎え、大蔵省と米国証券取引委員会は1986年3月15日、日米両国市場制度の統一のために初の定期協議を開くことで合意した。具体的には、ディスクロージャーなどについて意見を交換し、行政に反映させるというものである。・・・合意を受け、大蔵省は4月早々、担当者を米国に派遣し、協議内容の詳細な内容について煮詰める。今後、岸田証券局長、シャド米国証券取引委員会委員長が年に1～2回協議するほか、企業財務などの実務担当者によるワーキンググループを設ける考えである。当面の協議の焦点はディスクロージャー制度である。・・・セグメント情報の公開についても、どういう形で統一できるか検討する。両国企業の相互進出が活発化する中で、日米の企業会計基準の共通化も話し合う予定である。」

22 日本経済新聞、1987年3月13日号、朝刊1頁より一部抜粋。

23 財団法人通商産業調査会、『日米構造問題協議最終報告—日米新時代のシナリオ—』、1990年、はじめに。

日米首脳会談²⁴において、宇野総理大臣とブッシュ大統領の間に1年以内に日米構造問題協議の共同報告書を作成することが正式に合意された²⁵。」

「日米構造問題協議は、日本側が外務省、大蔵省（現：財務省）、通産省（現：経済産業省）の3省、米国側が国務省、財務省、USTRの3省を共同議長省とし、その他の関係省庁も議題に応じて参加する形の次官レベルのものとして行われた。1989年9月に第1回会合が行われ、日本側措置として6項目、米国側措置として7項目につき議論を行っていくことが合意された。その後2回の会合を経て、1990年4月の第4回会合において中間報告が作成され、さらに当初予定されていた期限内の6月の第5回会合において最終報告が作成された²⁶。」

日本側措置として取り上げられた6項目は以下のとおりである。

24 日米首脳会談において、以下のような共同発表が出された。

「宇野総理大臣とブッシュ大統領は、相互に関心のある二国間及び多数国間の経済問題についてレビューを行った。両首脳は、低インフレの下の持続的経済成長、国際貿易の拡大、及び経常収支不均衡の一層の削減を促進するために緊密に協力していくとのコミットメントを再確認した。これに関連して、両首脳は経済政策強調へのコミットメントを再確認し、経済政策協調の枠組の下で、上記の目的実現にむけて達成されてきた進展に留意した。

また、両首脳は、新しいイニシアチブを発足させることによって、これまで払われてきている努力を補完することについて合意した。両首脳は、日米構造障壁イニシアチブについて合意し、国際収支不均衡の削減に貢献していくとの目的の下に、両国で貿易と国際収支の調整の上で障壁となっている構造問題を識別し、解決していくこととなった。両首脳は、両国間の協議に取り組むために、多数の省庁からなる共同作業グループを設置することに合意した。両首脳は、双方それぞれ3名から成る共同議長を任命した。共同議長は、次官級で開催される会合の議長を務めることとなる。

この構造問題協議は、米国包括通商法301条とは係わりなく行われる。作業グループは1990年の春に中間的評価を行うものとし、両国首脳に対して、1年以内に共同最終報告を提出する。」（上掲書、243頁。）

25 上掲書、はじめに。

26 上掲書。

- (1) 貯蓄・投資パターン
- (2) 土地利用
- (3) 流通
- (4) 排他的取引慣行
- (5) 系列関係
- (6) 価格メカニズム

ここで着目すべき点は、日本側措置の(5)系列関係という項目の中にディスクロージャーの改善が含まれていた点である。ディスクロージャーの改善の具体的方策として、「1990年4月1日以後開始する事業年度より連結ベースでの事業別売上高及び営業損益、国内及び国外の売上高をセグメント情報として開示する²⁷⁾」ことが挙げられていた²⁸⁾。

上述してきたことを要約すると、セグメント情報は、日本企業の経営活動の国際化、多角化論、公開財務情報の不足論などではなく、大蔵省と米国証券取引委員会の定期協議及び日米構造問題協議等における米国側からの強い要請(外圧²⁹⁾)の結果、導入されたものであるといえよう。米国側からの強い要請があった背景には、大蔵省と米国証券取引委員会の定期協議及び日米構造問題協議等の開催理由でもあった日米間の巨額の貿易赤字が存在する。それでは、日米間の貿易赤字はどれだけ巨額であったのだろうか。米国の統計データより考察することとする。日米間において貿易摩擦問題が生じ始めた1965年から日米構造問題協議が終了する1990年までの米国のGDP、対日貿易収支額及び対日貿易収支額のGDP比を示すと表8のとおりとなる。諸外国との比較を行

27 上掲書、114-115頁。

28 その他の具体的方策として、連結財務諸表を添付書類から有価証券報告書本体へ組み入れるべく法改正を行うといったことが挙げられていた。(上掲書、114-115頁。)

29 「外圧」という表現は、山地秀俊編著、『日本的企業会計の形成過程』の第5章及び第6章において用いられている。

表 8 米国の GDP、対日貿易収支額、対日貿易収支額の GDP 比

	(単位：百万ドル)	(単位：百万ドル)	(単位：%)
	GDP	対日貿易収支額	GDP 比
1965 年	719,100	-334	0.05 ³⁰
1966 年	787,800	-599	0.08
1967 年	832,600	-304	0.04
1968 年	910,000	-1,100	0.12
1969 年	984,600	-1,398	0.14
1970 年	1,038,500	-1,223	0.12
1971 年	1,127,100	-3,204	0.28
1972 年	1,238,300	-4,101	0.33
1973 年	1,382,700	-1,363	0.10
1974 年	1,500,000	-1,777	0.12
1975 年	1,638,300	-1,862	0.11
1976 年	1,825,300	-5,359	0.29
1977 年	2,030,900	-8,021	0.39
1978 年	2,294,700	-11,573	0.50
1979 年	2,563,300	-8,667	0.34
1980 年	2,789,500	-9,924	0.36
1981 年	3,128,400	-15,789	0.50
1982 年	3,255,000	-16,778	0.52
1983 年	3,536,700	-19,289	0.55
1984 年	3,933,200	-33,560	0.85
1985 年	4,220,300	-46,152	1.09
1986 年	4,462,800	-55,029	1.23
1987 年	4,739,500	-56,326	1.19
1988 年	5,103,800	-52,070	1.02
1989 年	5,484,400	-49,059	0.89
1990 年	5,803,100	-41,104	0.71

[出所] GDP は United States Government Printing Office, *Economic Report of the President*, Washington.D.C., 2004 を参照。対日貿易収支額は U.S. Bureau of the Census, *Statistical Abstract of the United States*, Washington,D.C., 1966-1991 を参照。対 GDP 比は上述のデータをもとに筆者が作成。

30 貿易収支額はマイナスであるため、絶対値により計算を行っている。

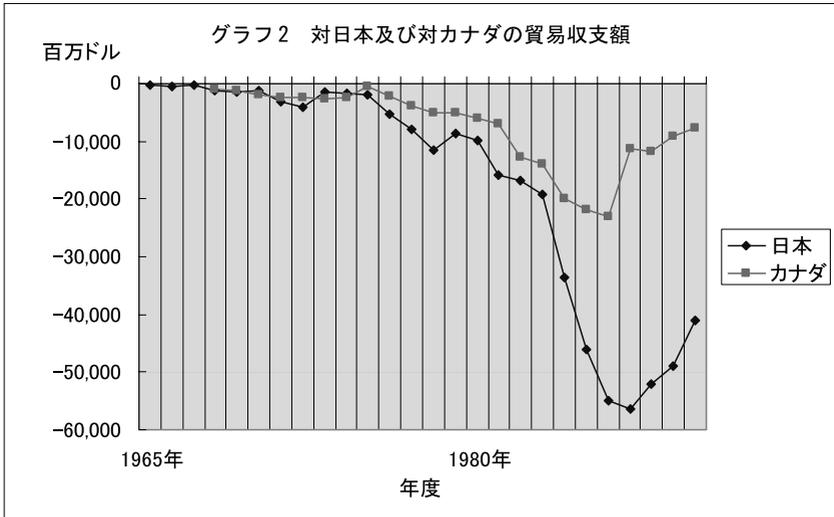
表9 米国のGDP、対カナダ貿易収支額、対カナダ貿易収支額のGDP比

	(単位：百万ドル)	(単位：百万ドル)	(単位：%)
	GDP	対加貿易収支額	対GDP比
1965年	719,100	811	— ³¹
1966年	787,800	536	—
1967年	832,600	58	—
1968年	910,000	-933	0.10 ³²
1969年	984,600	-1,247	0.13
1970年	1,038,500	-2,013	0.19
1971年	1,127,100	-2,327	0.21
1972年	1,238,300	-2,492	0.20
1973年	1,382,700	-2,611	0.19
1974年	1,500,000	-2,350	0.16
1975年	1,638,300	-407	0.02
1976年	1,825,300	-2,131	0.12
1977年	2,030,900	-3,811	0.19
1978年	2,294,700	-5,151	0.22
1979年	2,563,300	-4,950	0.19
1980年	2,789,500	-6,064	0.22
1981年	3,128,400	-6,850	0.22
1982年	3,255,000	-12,757	0.39
1983年	3,536,700	-13,886	0.39
1984年	3,933,200	-19,954	0.51
1985年	4,220,300	-21,755	0.52
1986年	4,462,800	-22,920	0.51
1987年	4,739,500	-11,271	0.24
1988年	5,103,800	-11,688	0.23
1989年	5,484,400	-9,144	0.17
1990年	5,803,100	-7,706	0.13

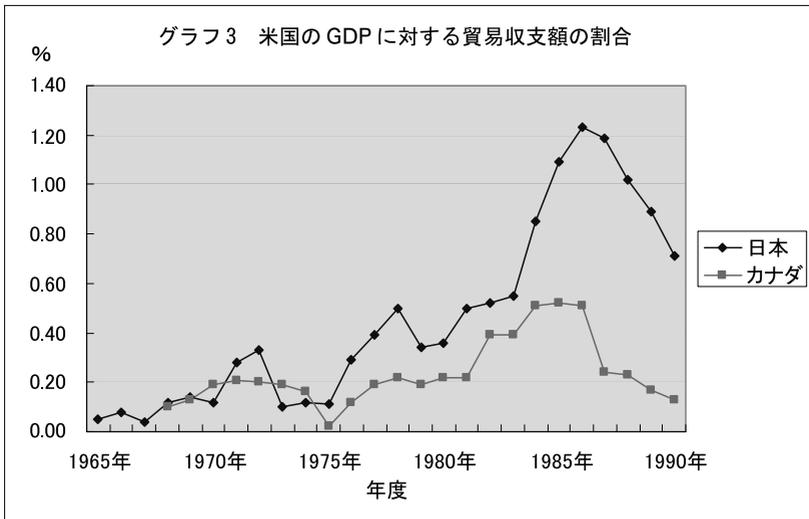
[出所] GDPはUnited States Government Printing Office, *Economic Report of the President*, Washington,D.C., 2004を参照。対日貿易収支額はU.S. Bureau of the Census, *Statistical Abstract of the United States*, Washington,D.C., 1966-1991を参照。対GDP比は上述のデータをもとに筆者が作成。

31 貿易収支額がマイナスである場合のみのGDP比を求めたいため、ここでは計算を行っていない。

32 貿易収支額はマイナスであるため、絶対値により計算を行っている。



[出所] 表 8 及び表 9 をもとに筆者が作成。



[出所] 表 8 及び表 9 をもとに筆者が作成。

うため、米国の最大の貿易相手国であるカナダのデータを取り上げると表9のとおりとなる。表7及び表8の貿易収支額及びGDP比をグラフにすると、グラフ2及びグラフ3のとおりとなる。

前頁の表及びグラフから分かることは、1980年代半ば頃から1980年代末にかけて米国における対日貿易収支額は約500億ドルを超えていたということである。これは米国の最大の貿易相手国であるカナダの約2.5倍に相当する。さらに、米国のGDPに対する対日貿易収支額の割合も約1%を超えていたのである。貿易収支額及びGDP比ともにその数値は米国の最大の貿易相手国であるカナダの数値をもはるかに凌ぐものであったことから、いかに巨額の貿易赤字が日米間に存在していたか推察することができよう。

上述したような日米間の巨額の貿易赤字が大蔵省と米国証券取引委員会の定期協議及び日米構造問題協議を開催させるに至ったのである。その協議の中で、米国側はわが国に対してセグメント情報を導入するよう強く要請している。し

表10 GE社のセグメント情報（数値情報）

事業活動	売上高（単位：100万ドル）	利益（単位：100万ドル）
消費者関連	1,969	132
産業用動力装置	1,880	148
産業用部品及び装置	2,848	165
宇宙関連	1,666	44
国際関連	1,393	113
GEクレジット社		20
消去分及び配賦不能分	-1,029	-68
未払法人税		-221
少数株主持分		-5
計	8,727	328

〔出所〕 GE、Form 10-k、1970。

表 11 GE 社のセグメント情報（文字情報）

部門	主要製品名
消費者関連	家庭用電気サービス、ケーブルテレビ、セントラル・エア・コンディショナー、乾燥機、洗濯機、食器洗浄機、電子レンジ、蛍光灯、水銀灯、白熱灯、個人用機器、投光電球、携帯用機器、ラジオ、ラジオ放送局及びテレビ放送局、冷蔵庫、ルーム・エア・コンディショナー、ステレオ、テレビ、テープレコーダー
産業用動力装置	ガスタービン、絶縁器、船舶用タービン及び船舶用ギア、ドライブタービン、計量器、核燃料、原子炉、ブレーカー、スチームタービン、開閉用ギア、変圧器
産業用部品及び装置	調整式スピードドライブ、自動操縦装置、電流安定装置、バッテリー、コンデンサ、蓄電器、通信装置、タイムシェアリング式コンピュータ、非調整式スピードドライブ、制御装置、電気モーター、電気回路、電気チューブ、産業用電気サービス、産業用ダイヤ、産業用暖房装置、鉄道用輸送装置、絶縁体、半永久磁石、プラスチック、コンピュータ、半導体、シリコン、タングステン製品、ワイヤーケーブル、ワイヤー装置、X線装置
宇宙関連	宇宙用エレクトロニクス装置、宇宙用機器、軍事用装置、航空用制御装置、ジェットエンジン、ミサイル再発射装置、製品サービス、レーダー装置、宇宙飛行装置、兵器用制御装置
国際関連	省略
GE クレジット社	省略

[出所] 1970年のGE社のForm 10-kより一部抜粋して作成。

たがって、わが国においてセグメント情報が導入されたのは、日本企業の経営活動の国際化、多角化論、公開財務情報の不足論などではなく、日米間における政治的帰結によるものだったといえよう。このような契機で導入されたセグメント情報は企業分析に有用となりうるのであろうか。日米を代表する企業、GE社と松下電器産業株式会社のセグメント情報を比較することとする。

まずは、GE社のセグメント情報を考察することとする。GE社の有価証券報告書に新しく追加されたセグメント情報は前頁の表10及び表11のとおりである。続いて、松下電器産業株式会社のセグメント情報を考察することとする。松下電器産業株式会社の有価証券報告書に新しく追加されたセグメント情報は以下の表12のとおりである。1970年のGE社の有価証券報告書においては、地域別セグメント情報は記載されていないため、整合性を図るため、ここでは松下電器産業株式会社の地域別セグメント情報を記載しないこととする。

第I節及び第III節でも述べたように、セグメント情報誕生前の米国においては、親会社単体の場合の財務諸表と連結の場合の財務諸表といった最低限の財務情報のみしか公開されていなかった。しかしながら、証券アナリスト連合会

表 12 松下電器産業株式会社のセグメント情報

	AV・電化機器	情報通信・産業機器	計	消去	連結
売上高 外部顧客に対する売上高	3,419,520	3,179,786	6,599,306		6,599,306
他セグメントへの売上高	30,539	493,321	523,860	△523,860	
計	3,450,059	3,673,107	7,123,166	△523,860	6,599,306
営業費用	3,214,779	3,434,876	6,649,655	△522,939	6,126,716
営業利益	235,280	238,231	473,511	△ 921	472,590

[出所] 松下電器産業株式会社、有価証券報告書、1991年。

や財務担当役員協会といった財務諸表利用者（投資家）の要求により、表 10 及び表 11 のようなセグメント情報が公開されるようになったのである。セグメント情報の公開により、財務諸表利用者（投資家）は GE 社の事業活動、例えばどのような製品を製造しているのか、またそれらの製品群の構成割合はどの程度であるのかといった企業分析を行う上で重要な情報を把握することができるようになったと思われる。上述の米国とは対照的にわが国においては、多くの財務情報が公開されていた。しかしながら、本節でも述べたように、大蔵省と米国証券取引委員会の定期協議及び日米構造問題協議等における米国側からの強い要請により、新しい財務情報であるセグメント情報が公開されるようになったのである。元来より企業の事業活動、例えばどのような製品を製造しているのか、またそれらの製品群の構成割合はどの程度であるのかといった詳細な財務情報を公開していたわが国において、さらに新しい財務情報が公開されるようになった。しかしながら、従来の財務情報と新しいセグメント情報においては整合性に欠けている部分が見られるのである。

例えば従来の財務情報では、松下電器産業株式会社の場合、映像機器、音響機器、家庭電化機器、情報・産業機器、エネルギー・厨房関連機器、電子部品、その他というように数多くの事業を手がけていることが見て取れる³³。しかしながら、セグメント情報では、AV・電化機器、情報通信・産業機器といった大きなカテゴリー分けがなされているため、多くの事業を手がけているようには見えないという印象を与えるであろう。同様の性質を有する財務情報において、カテゴリー分けにおいて大きな差が見られる、つまり、整合性の欠けている財務情報を公開することは、却って財務諸表利用者（投資家）に混乱をもたらすのではないかと思われる。したがって、セグメント情報の導入、すなわち新しい会計基準の設定が財務諸表利用者（投資家）のニーズに基づいて行われたも

33 表 5 及び表 6 を参照されたい。

のではなく、政治的帰結によるものであれば、当該財務情報の有用性は低くなるといえるであろう。最後に、これまで述べてきたことをまとめることとする。

IV 結 語

第 I 節で述べたように、1985 年秋以降、大蔵省主体でディスクロージャー制度研究会が開催され、このときよりセグメント情報の導入が議論され始めた。議論の契機は、日本企業の経営活動が国際化、多角化の傾向を急速に強め、当時の財務諸表はそのような企業活動を必ずしも適切に反映していないといった、日本企業の経営活動の国際化、多角化論と日本の公開財務情報の不足論であった。

しかしながら、第 II 節において日本企業の経営活動は 1980 年代に急速に国際化、多角化の傾向を強めたわけではなく、国際化の傾向は 1970 年代にすでに見られ、多角化の傾向はあまり見られなかったという帰結が得られた。

さらに第 III 節において米国のセグメント情報誕生前の財務諸表とわが国の財務諸表を比較すると、公開財務情報の量に圧倒的な差が見られた。わが国の財務諸表は非常に細部にわたって記載がなされており、個別財務諸表の「第 2 事業の概況」及び連結財務諸表の「1 企業集団の状況に関する重要な事項」より企業分析を行うために重要な当該企業の事業活動を把握することができる。また、上述の財務情報と有価証券報告書のその他の財務情報を色々と組み合わせればさらに正確な企業分析を行うことができる。つまり、わが国の公開財務情報の量はセグメント情報の観点からも決して不足しているわけではなかったという帰結が得られた。

第 II 節及び第 III 節の帰結は、どのような要因がセグメント情報導入に大きな影響を与えたのであろうかという新たな問題を提起させた。そこで、第 IV 節においてセグメント情報導入までの過程を考察した。その結果、ディスクロージャー制度研究会における消極論に始まり、「基本的には今後何らかの形で前向き

対応が必要であると考えられる」と結ぶだけに終わった中間報告、セグメント情報の開示に関して反対といった意見が多数存在したアンケート調査とセグメント情報の導入に否定的な意見が多かったにも関わらず、1985年11月から1988年9月までの約3年間という短い期間でセグメント情報の導入が決定したという事実が分かった。この矛盾する帰結に疑問を抱き、当時の状況を調査すると、大蔵省と米国証券取引委員会の定期協議及び日米構造問題協議等において米国側からセグメント情報の導入が強く要求されていたことが分かった。すなわち、セグメント情報の導入は日米間における政治的帰結によるものだったのである。

セグメント情報の導入、すなわち新しい会計基準の設定が財務諸表利用者（投資家）のニーズに基づいて行われたものではなく、政治的帰結によるものであったがゆえに、わが国の有価証券報告書上では、従来の財務情報と新しいセグメント情報、同様の性質を有する財務情報において、整合性に欠けているといった問題が生じている。しかしながら、現在までいかなる改訂も行われていない。

現在、フジテレビとライブドア、阪神と村上ファンド、TBSと楽天というように異業種同士のM&Aが連日話題に上っている。本来、セグメント情報は企業の事業活動に関する財務情報である。それゆえに、多角化が活発になってきた今こそもっと利用されるべき財務情報であるといえよう。したがって、従来の財務情報との整合性及びM&Aに有用なものという点を検討すべきである。M&Aは古くはファイナンス論において取り上げられている。ファイナンス論ということを経験すると、セグメント情報にもポートフォリオ的な発想を取り入れるべきであると思われる。この点についても、今後新たに検討していくこととしたい。

参考文献

- FASB, *Statement of Financial Accounting Standards No.14, Financial Reporting for Segments of a Business Enterprise*, December, 1976.
- U.S. Bureau of the Census, *Statistical Abstract of the United States: 1966-1991*, Washington, D. C..
- United States Government Printing Office, *Economic Report of the President*, Washington, D.C., 2004.
- General Electric, Form 10-k, 1968, 1970.
- 松下電器産業株式会社、有価証券報告書、1989、1991年。
- NHK取材班、『NHK スペシャル 日米の衝突』、日本放送出版協会、1990年。
- 遠藤博志他、「座談会—セグメント情報の開示に関する意見書」の公表にあたって、『企業会計』、中央経済社、1988年8月（第40巻第8号）。
- 加護野忠男、「製品市場戦略と企業成果」、『国民経済雑誌』、神戸大学経済経営学会、第133巻第3号（昭和51年3月）。
- 勝島敏明他、「座談会—「中間報告」の主要論点」、『企業会計』、中央経済社、1987年1月（第39巻第1号）。
- 勝島敏明、『セグメント情報の会計実務』、中央経済社、1990年。
- 兼田克幸、「企業内容開示制度の見直しについて—ディスクロージャー制度研究会の審議経緯と主内容—」、『旬刊経理情報』、中央経済社、1986年8月1日号（No. 458）。
- 兼田克幸、「セグメント情報に関するアンケート調査結果の概要について<上>」、『旬刊経理情報』、中央経済社、1987年12月20日号（No. 506）。
- 兼田克幸、「セグメント情報に関するアンケート調査結果の概要について<下>」、『旬刊経理情報』、中央経済社、1988年1月1日号（No. 507）。
- 企業会計審議会第一部会、『セグメント情報の開示に関する意見書』、1988年5月26日。
- 企業会計審議会第一部小委員会、『証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について（中間報告）』、1986年10月31日。

公正取引委員会事務局編、『独占禁止懇話会資料集Ⅶ 経済構造の変化と産業組織』、
1992年。

総合開発研究機構、『日米の新しい経済補完関係』、1991年。

田村真由美、「米国におけるセグメント情報の規定要因－SFAS No. 14『企業のセグメントに関する報告を中心として－』」、神戸大学経済経営研究年報、第54号（2004年）。
財団法人通商産業調査会編著、『日米構造問題協議最終報告－日米新時代のシナリオ－』、
1990年。

角田伸広、「開示省令等の改正に基づくディスクロージャー充実の概要」、『旬刊経理情報』、中央経済社、1993年5月20日号（No. 687）。

東洋経済新報社、『海外進出企業総覧 1989年版』。

藤田厚生、「セグメント情報に関するアンケート調査の実施について」、『企業会計』、中央経済社、1987年8月（第39巻第8号）。

北條裕雄、「連邦証券金融規制の展開過程（1946-65年）[上]」、『証券経済』、日本証券経済研究所、第172号（1990年6月）。

北條裕雄、「連邦証券金融規制の展開過程（1946-65年）[下]」、『証券経済』、日本証券経済研究所、第173号（1990年9月）。

山地秀俊編著、『日本の企業会計の形成過程』、中央経済社、1994年。

経済経営研究（既刊）目次

第54号 2005年3月刊行

クルーズの現状と展望 富田 昌宏

わが国のマネタリーベース、為替レート

およびインフレ率に関するバブル後の検証 井澤 秀記

対外直接投資と日本企業の技術力

—「商工業実態基本調査」のマイクロ統計データによる計量分析—

..... 富浦 英一

有価証券報告書におけるディスクロージャー制度の整備

—「証券市場の改革促進」に基づく改正を中心として—

..... 関口 秀子

米国におけるセグメント情報の規定要因

—SFAS No. 14『企業のセグメントに関する報告』を中心として—

..... 田村真由美

神戸大学
 経済経営研究所
 所長 山地 秀俊

研究分野と所属教員

<p>情報経済経営研究部門</p> <p>企業ガバナンス 経済情報解析 産業組織 企業会計情報 IT マネジメント ボーダレスマネジメント デジタルエコノミー 情報ディスクロージャー</p>	<p>教授 山地 秀俊 教授 小西 康生 教授 下村 和雄 教授 小島 健司 教授 上東 貴志 教授 利 博友 教授(兼) 上宮正一郎 教授(兼) 石井 淳蔵 助教授 趙 来勳 助教授 下村 研一 講師 天谷 研一 講師 上野 正樹 助手 胡 云芳</p>
<p>国際経済経営研究部門</p> <p>国際経営 国際経済 国際通商 環太平洋経済 地域金融協力 経済統合 国際開発戦略 地球環境マネジメント</p>	<p>教授 井川 一宏 教授 片山 誠一 教授 西島 章次* 教授 後藤 純一 教授 富田 昌宏 教授 井澤 秀記 教授 磯邊 剛彦 教授(兼) 伊藤 光利 助教授 藤村 聡 助教授 浜口 伸明</p>
<p>附属政策研究リエゾンセンター</p> <p>企業ネットワーク研究部門 新産業評価 企業情報分析</p> <p>経済政策評価研究部門 マクロ政策評価 ミクロ政策評価 対外政策評価</p>	<p>教授 延岡健太郎 教授 宮尾 龍蔵 助教授 梶原 晃 助教授 伊藤 宗彦 助教授 森田 弘一 助手 関口 秀子 助手 田村真由美 外国人研究員 趙 炳澤 外国人研究員 Satya Prasanna DAS</p>

*は理事・副学長を示す。

執筆者紹介（執筆順）

井澤 秀記……………教授 国際経済経営研究部門
博士（経済学）神戸大学

田村真由美……………助手 企業ネットワーク研究部門
修士（経営学）神戸大学

平成18年 3月20日 印刷
平成18年 3月21日 発行

経済経営研究 年報 55

編集兼 神戸市灘区六甲台町
発行者 神戸大学経済経営研究所
印刷所 大阪市阿倍野区天王寺町北 2-4-16
株式会社 信 利

Annals of Economics and Business

Vol. 55

2005

CONTENTS

On Postal Privatisation in Japan Hideki Izawa

An Analysis on Circumstance of Financial Accounting
Standard Setting in Japan Mayumi Tamura

RESEARCH INSTITUTE FOR ECONOMICS
AND BUSINESS ADMINISTRATION
KOBE UNIVERSITY